

個人番号が必要な手続きでは、「個人番号の確認」が新たに加わります。

個人番号の記載が必要な申請書を役場に提出する場合

個人番号の確認



※通知カードをお持ちでない場合、個人番号付きの住民票を取得していただくこともあります。通知カードは免許証などと一緒にご持参ください。

本人確認



※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。例) 国民健康保険被保険者証と年金手帳ただし、税に関する事務の場合はどちらか1つで構いません。

平成28年1月から、個人番号(マイナンバー)の利用が始まりました

個人番号カードがあれば、これ一枚で「個人番号の確認」と「本人確認」ができます。



- 個人番号カードを取得するには申請が必要です。申請方法については、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認ください。
- 既に申請いただいている方へは、順次、ハガキでお知らせしますので、しばらくお待ちください。

個人番号を求められる手続きには、主に次のようなものがあります。

【暮らし】

手続	問合せ
住民票 転入・転居・転出などの異動 戸籍届出の氏名などの変更 ※記載事項の変更が必要となりますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください	住民課戸籍保険グループ ☎76-2130

手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期は違います。詳しくは、各担当部署までお問い合わせください。



【保険・医療】

手続	問合せ
国民健康保険 加入・脱退 修学や施設入所のための市外転出 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 第三者行為による被害の届出 被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書の再交付申請 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付・再交付を申請 一部負担金の免除等申請 基準収入額適用申請	住民課戸籍保険グループ ☎76-2130
後期高齢者医療 加入(75歳到達の人を除く)・撤回 被保険者証の再交付申請 特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請 高額療養費や補装具等の療養費の支給申請	
医療費助成 重度障害者医療費支給申請	

【介護・福祉】

手続	問合せ
介護保険 介護認定・更新・区分変更の申請 被保険者証等の再交付の申請 負担限度額認定の申請 負担限度額認定証の再交付の申請 高額介護サービス費の支給申請	保健福祉課介護・福祉グループ ☎72-2000
福祉 身体障害者手帳の申請 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請 障害者総合支援法に基づく補装具費、日常生活用具給付に関する申請 障害福祉サービス・障害児通所支援の給付申請 精神障害者保健福祉手帳に関する申請 自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)に関する申請 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求 生活保護の申請	

【子育て】

手続	問合せ
給付や届出 児童手当の新規認定請求 児童扶養手当の新規認定請求 保育園への入園申込み 未熟児養育医療の給付申請 乳幼児・こども医療費支給申請 ひとり親家庭等医療費支給申請	保健福祉課子ども・高齢者グループ ☎72-2000
	住民課戸籍保険グループ ☎76-2130
	保健福祉課健康推進グループ ☎72-2000
	教育委員会学校教育グループ ☎76-4233

上記の手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。

【税金】

※注：平成28年分以降の所得に係る申告書から適用

手続	問合せ
町税 町・道民税申告書の提出 給与支払報告書の提出 公的年金等支払報告書の提出	住民課町税グループ ☎76-2130
税 軽自動車税減免申請書の提出 相続人代表者指定届の提出 償却資産申告書の提出 固定資産税減免申請書の提出	

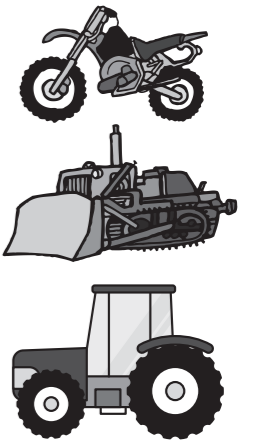
軽自動車、オートバイ、小型特殊自動車をお持ちの皆さまへ

問合せ 住民課町税グループ ☎76-2130

平成28年度から軽自動車税の税率が改正されます。改正内容は、次のとおりです。なお、四輪乗用などの車両については、最初の新規検査年月により税額が変わりますので、ご注意ください。

原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等

車種区分	税率(年税額)		
	平成27年度まで	平成28年度から	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超~90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超~125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー(50cc)	2,500円	3,700円
軽自動車	軽二輪125cc超~250cc以下	2,400円	3,600円
	専ら雪上を走行するもの	2,400円	3,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円



三輪、四輪の軽自動車

車種区分	税率(年税額)						
	平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	グリーン化特例(軽課) ※平成28年度のみ			最初の新規検査から13年を経過した車両	
			(ア)	(イ)	(ウ)		
軽自動車 三輪	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		家用	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		家用	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

※グリーン化特例(軽課)は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で次の基準を満たす車両について当該取得をした日の属する翌年度分の軽自動車税に限り適用します。

- (ア) 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年度排出ガス規制に適合し、かつ平成21年度排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両)
- (イ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車両
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車両
- (ウ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車両
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車両

注：(イ)、(ウ)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り適用します。

※参考：平成28年度は平成14年以前、平成29年度は平成16年3月以前に新規検査を受けた車両から13年超過の扱いとなります。

※最初の新規検査の年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。